

税金ってなんだろう？

確定申告を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はみえませんか。もう一度ご確認ください。

★税金を多く申告していた時★

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正の請求」をして正しい税額へ訂正を求められます。

この更正の請求を行う場合は、税務署または国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に、既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

★税金を少なく申告していた時★

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告を行う場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表（修正申告書・別表）に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。

修正申告や、税務署から更正を受けた場合、新たに納めることとなった所得税のほかに、過少申告加算税または重加算税や延滞税がかかることがあります。

★固定資産課税台帳（評価額）の縦覧について★

「土地価格等縦覧帳簿」、「家屋

価格等縦覧帳簿」の縦覧について詳しくは以下のとおりです。

●縦覧できる期間

平成28年4月1日（金）から平成28年5月2日（月）まで

●縦覧できる場所

役場税務課

●縦覧できる時間

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土日祝祭日は除く）

●縦覧できる人

固定資産税の納税者（または納税者の同居親族・代理人。ただし、同居親族は納税通知書または課税明細書が、代理人は代理人選任届または委任状が必要です。）

●縦覧の持ち物

個人は認め印、法人は社印と本人確認ができるもの（例えば納税通知書など）

今月の納税

固定資産税 第1期  
5月2日（月）  
軽自動車税 第1期  
5月2日（月）

延長窓口サービス

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。町税の納付などご利用されたい方はお気軽にご利用ください。

★口座振替を申し込まれている方へ★

口座振替は各納期限が振替日となります。納期限の前日までに預金残高をご確認ください。

●固定資産税は前納がお得です！●  
年税額100,000円の場合、第1期納期限（5月2日）までに全額納付していただくと970円（前納報奨金）お得となります。

第25回レクリエーション大会参加者募集！

毎年好評をいただいておりますレクリエーション大会を開催します。

◆大会期日

平成28年5月15日（日）  
午前8時30分～受付  
午前9時～総合開会式

◆場所

総合体育館及びスポーツ公園周辺

◆競技種目

- ① グラウンドゴルフ
- ② ソフトバレー
- ③ デイスクゴルフ
- ④ インラインスケート
- ⑤ スポーツ吹き矢
- ⑥ フォークダンス
- ⑦ リズム体操
- ⑧ 太極拳

◆参加資格

小学生以上（競技によって、保護者同伴で小学生以下のお子さんも可）

◆参加費

一人200円（当日お支払いください。）

※ソフトバレーボールは別会費  
※レク種目体験・クラフトは無料（申

込み不要）

◆お申し込み方法

総合体育館にある募集要項に必要事項をご記入の上、総合体育館窓口まで持参かFAXにて申込ください。

◆お申し込み期限

平成28年5月8日（日）

◆お問い合わせ先

池田町レクリエーション協会  
事務局（総合体育館内）  
☎45・8711

FAX45・8710

（みなさんお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。）

広葉樹植栽活動参加者募集

池田の森で実のなる木（ナラや山栗）の植栽を体験し、清々しい爽やかな気持ちをあじわい、自分で植えた木の成長を楽しみにしませんか？お友達やご家族で多数の参加をお待ちしております。

日時 4月23日（土）午前9時～

※雨天の場合は4月24日午前9時に延期します。

場所 池田の森

（バラ発信基地南の駐車場）

服装 作業のしやすい服装、ヘルメット、軍手、長靴等

持ち物 タオル、雨具、飲物等

クワ等は準備します。

締切日 4月18日（月）

お申し込み、お問い合わせ先

役場産業課林務係 ☎45・3111